

【取扱い厳重注意】

平成23年10月28日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 飯崎 準 (担当2(2)、4、5)  
仁保 智紀 (担当2(2を除く)、3)

平成23年10月28日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム課長補佐 志間 正和

2 聴取日時

平成23年10月28日午前10時頃から同日午前11時30分頃まで

3 聴取場所

経済産業省2階面談室4

4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

官邸5階の状況、避難措置、Jヴィレッジの状況について別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

## 【取扱い厳重注意】

別紙

### 1. 被聴取者の身分

志間補佐は、原子力安全・保安院補佐として、事故発生直後から官邸 5 階や地下において事故対応に当たるとともに、3 月中旬頃に 1 週間程度、J ヴィレッジにおいて事故対応に当たった。また、同補佐は、その後、4 月 1 日から南相馬市において、避難区域の策定等に当たった。

### 2. 官邸 5 階の状況

#### (1) 総論

地震発生後、私（志間補佐）は、経産省別館にある ERC（経済産業省緊急時対応センター）に参集し、平岡次長、根井審議官を始め、その他 ERC に参集した保安院職員とともに情報収集等に当たった。そうしているうちに、東電から 15 条通報があり、技術的確認を行ったうえで、保安院として 15 条事態が発生したと判断した。これを受け、平岡次長と根井審議官が相談の上、平岡次長と私（志間補佐）が、海江田大臣に 15 条通報に関する説明に行くことになった。

その後、平岡次長と私（志間補佐）は、海江田大臣のところに行き、①東電から原災法 15 条に規定された事態が発生したとの通報があった、② 15 条事態が発生した場合、経産大臣から総理に上申する必要がある、③原子力緊急事態宣言が発出された場合、原災法に基づき原災本部を立ち上げることとなる、と言った法律上の手続きに関する説明を行った。

これに対し、海江田大臣は、プラントの状況等についての質問は一切行わず、「分かった。では、即座に総理のところへ上申に行くべきであるな。」と言って、佐脇大臣秘書官及び私（志間補佐）とともに、官邸に向かった。海江田大臣とのやりとりは、ほんの数分で終了したと記憶している。その後、海江田大臣、佐脇秘書官、私（志間補佐）の三人が一台の車に乗り込んで、官邸に向かった。

（当方より、保安院から事前に提出のあった時系列資料において、17 時 35 分に緊急事態発生について海江田大臣の了承を得、17 時 42 分に総理官邸において総理への上申を開始したとの記述があることを踏まえ、このような短時間で経産省から官邸に移動することはできるのかについて問うたところ）具体的な時間は覚えていないが、官邸に入るには通常、事前の登録や入り口での荷物検査が必要であるが、今回は大臣車であったため、こうした手続きは一切なく、ほとんど時間を無駄にすることなく、官邸 5 階の総理執務室まで行くことができたので、このような短時間での移動は可能であったと思う。

総理執務室に行くと、総理、福山官房副長官、細野補佐官、藤井元財務相及び寺坂保安院長がいた。また、その他にも多くの人々がいたが、具体的に誰がいたかは覚えていない。なお、東電関係者や班目委員長はいなかったし、枝野官房長官は、途中から総理執務室に入ってきたと記憶している。

総理執務室においては、まず海江田大臣が総理に対して説明を行ったが、これは、経

## 【取扱い嚴重注意】

産省において私（志間補佐）が同大臣に対して行った法的手続きに関する説明をそのまま繰り返した上で、総理に了承を求めるというものであった。

海江田大臣の説明に対し、総理がプラントの具体的な状況に関する質問をし始めたので、私（志間補佐）が、海江田大臣に代わって説明を行うことになった。総理は、私（志間補佐）の名前を尋ねた後、「技術的なことは分かるのか」と質問したので、私は、自分が以前福島第一原発において保安検査官事務所長を務めていたことを説明した。

その後、総理は、「本当に 15 条に該当する事態が起こっているのか」、「爆発は起こらないのか」、「1 号機の出力はどれくらいか」と言った技術的な質問を立て続けに行い、私（志間補佐）は、それに答えていった。特に、原子炉の爆発の可能性に関する質問に対して、私（志間補佐）が、「原子炉の冷却機能が失われると、爆発が起こるのではなく、最悪の場合、メルトダウンに至る可能性がある」と説明を行ったところ、総理からは、「そうだ、メルト、メルト、メルトダウンだ。」との返答があった、と記憶している。具体的な時間は覚えていないが、総理と私（志間補佐）とのやり取りは、10 ～ 15 分程度であったと思う。

その後、総理は、「東電社長に直接連絡を取って状況を確認するように。」との指示を行い、清水社長は出張中で連絡が取れなかったため、総理秘書官から、東電本店で事故対応に当たっている社員の中で最高位であった小森常務に電話をかけ、その後、総理と小森常務が直接話をした。総理は小森常務と携帯電話で直接話をしていたので、総理の周囲にいた者は菅総理の発言しか聞こえなかったもので、総理は、東電からの説明がよく分からず、もどかしさを感じている様子であった。小森常務との電話終了後、総理は、「総力を挙げて事故対応にあたる必要がある。」と言った、と記憶している。

当時、貞森総理秘書官も総理執務室にいたが、同秘書官は、時折総理執務室を出ては、どこからか福島第一原発の状況に関する新しい情報を入手し、同室にいたメンバーに報告していた。総理と小森常務との電話が終わったころ、総理執務室の外にいた貞森秘書官が同室に戻ってきて、「電源喪失が問題であるので、電源車を急ぎよ送る必要がある。」との報告を行った。これに対して総理は、「ヘリで運んででも電源車を至急現地に送るように。」と指示した。しかし、「電源車の重さや大きさが分からなければヘリによる輸送は難しい。」という話しになり、総理は、「（電源車の重さや大きさを）早く調べろ。」と強い口調で指示した。

その後、総理執務室にいたメンバーが電源車に関する情報が上がってくるのを待っていたところ、（恐らく総理秘書官から）「そろそろ与野党党首会談に出席していただく必要があります」との進言がなされた。これに対し、総理は会談に出席すべきか悩んでいる様子であったが、同席していた福山官房副長官や細野補佐官から、「与野党党首会談は行うべきである。」「他党の党首を待たせるのは良くない。」といった指摘があり、こうした声に促される形で、総理は総理執務室を出て行った。なお、枝野官房長官は、総理が総理執務室を離れる直前頃に、同室に入ってきたと記憶している。

その後、30 分ほど経って、総理が総理執務室に戻ってきたが、それまでの間は、枝野

## 【取扱い厳重注意】

官房長官や細野補佐官が中心となって、緊急事態宣言発出に関する法的手続きに関する議論を行っていた（詳細はよく覚えていない）。総理が戻ってくると、枝野官房長官から、総理が与野党党首会談に出席している間に行われた議論を踏まえ、法的手続きに関する説明（15 条事態が発生した場合には、総理は緊急事態宣言を発出しなければならないということ）を行った上で、総理に緊急事態宣言発出に関する了承を求めた。これを受け、総理は、総理執務室内において、緊急事態宣言発出に関する閣議請議書に署名した。総理が上記閣議請議書に署名した以降は、総理執務室にいたメンバーは原災本部会合が開催される会議室に移動した。

原災本部会合終了後には再度総理執務室で協議を行うことになっていたもので、私（志間補佐）は、原災本部会合終了後、一人で官邸 5 階の総理執務室に戻り、総理や海江田大臣が戻ってくるのを待っていた（総理や海江田大臣は、原災本部会合に引き続き開催された災害対策本部会合に出席していた）。

その後、総理執務室にぞろぞろと人が集まってきたが（総理は、災害対策本部会合終了後にぶら下がり記者会見を行っていたようで、総理執務室には遅れて到着した）、ここには平岡次長やプラントの技術面に詳しい他の保安院職員も数名いたので、私（志間補佐）は、彼らと簡単に言葉を交わしたうえで、官邸地下の各省リエゾンが詰めているオペレーションルームに向かった。なお、その後、総理執務室では避難措置等に関する議論が開始されたようであるが、私（志間補佐）は全く関与していない。また、当時、寺坂院長がどこにいたのかは分からない。

私（志間補佐）は、その後、交代要員として覚道保安院付が派遣された 3 月 13 日午前 0 時過ぎ頃まで官邸地下のオペレーションルームにおり、私の依頼で ERC から派遣された若手職員を使って、ERC から送られてくる情報をもとに、①それらの情報の官邸内での共有、②官邸地下に他省庁から派遣された職員からの質問や依頼への対応、といった業務に当たっていた。なお、官邸地下は携帯が繋がらず、こうした活動に多大な支障があった。その後、私（志間補佐）は、3 月 13 日夜半にいったん帰宅し、翌日は ERC で勤務し、15 日頃から 17 日まで、再度官邸地下のオペレーションルームで勤務した。

なお、3 月 11 日に官邸 5 階から地下に降りた数時間後（確か 21 時か 22 時頃であったと思う）、総理や平岡次長が官邸地下の中二階の小部屋にいることが分かったので、これ以降、私（志間補佐）は、ERC から官邸地下に送られた情報を、この中二階の小部屋にも入れるようにした。

### （2）避難措置について

私は、3/11 の緊急事態宣言案の決裁を終え、第一回原子力災害対策本部会議が終わった後、官邸地下の危機管理センターに行ったが、3km の避難指示が出る前だったと思うが、危機管理センター内では、避難に備えてバス等の輸送手段は整っているのかといった話が飛び交っていた。私は、具体的な指示は受けていないので、その後どのように調整されたかは分からない。

## 【取扱い厳重注意】

その後、危機管理センター内で、安危職員が、「避難指示が出されました」とアナウンスしたため、私は、ERCにその旨の情報を伝達したことを覚えている。

私が、政務レベルの協議に入っていた際、避難指示案について検討されていた覚えはない。

### (3) SPEEDIの活用

(当方より、これまでのヒアリングにおいて、「3月12日午前1時過ぎに、保安院が行ったSPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)試算結果が官邸に送付された」との供述があったことを踏まえ、官邸における右試算結果の取り扱いについて問うたところ)当時、ERCから官邸に送られる情報は、基本的に私(志間補佐)が確認した上で、オペレーションルーム内の関係者に共有されていたが、右試算結果を目にした記憶はない。私(志間補佐)は、3月12日未明、内閣府政務官から避難措置の実施状況について急ぎよ説明を求められ、オペレーションルームの外にいたので、その時に、上記試算結果が官邸内で配布されたのかもしれない。

なお、私(志間補佐)が官邸地下にいた時(1号機の爆発以前であったと思う)、細野補佐官から今後の事故の進展に関する見通しを問われたことがあり、私(志間補佐)は、当時十分な情報が手元になかったので、一般論として、最悪の場合にはメルトダウンに至り得ることや、放射性物質が敷地外に漏れ出す可能性がある、といった説明を行った。このやり取りの後、私(志間補佐)は、「SPEEDIを使用すれば、放射性物質の拡散傾向を把握できるのではないか。」と思い、ERCに電話をかけ、SPEEDIの活用状況について問い合わせたところ、ERC職員からは、「ERSS(緊急時対策支援システム)が動いておらず、放出減情報が得られないので、SPEEDIは使用できない」と言われた。

### (4) プレス対応に関する官邸におけるやり取り

私(志間補佐)は、3月12日午後に中村審議官が行った記者会見(※「炉心溶融」という言葉を使って説明を行ったため、物議をかもしたもの)に関して、官邸地下で何らかの議論が行われたという印象はない。ただし、いつ頃であったかは忘れたが(少なくとも平岡次長が官邸にいた頃であった)、寺坂院長から私(志間補佐)の所に直接連絡があり、「保安院からプレス発表を行うには、事前に総理の了承を得る必要がある。官邸に記者発表用資料を送付するので、総理の了解を取ってほしい。」との指示があったので、以後は、官邸にいた平岡次長にお願いして、総理の了承を取ってもらっていた。ただし、平岡次長は、官邸内での所在が不明であることが多く、総理の決裁を得るのには苦労した。なお、寺坂院長からは、総理の了承を得るようには求められたが、総理以外の政権幹部(枝野官房長官や細野補佐官)の了承を得ることについては、特に指示はなかった。

## 3. Jヴィレッジにおける活動の態様

私(志間補佐)は、3月19日から1週間程度、注水作業の実施に関する業務を行うた

## 【取扱い厳重注意】

め、J ヴィレッジに派遣された。J ヴィレッジにおいては、「現地の作業は自衛隊の指揮に基づいて行うように」という官邸からの指示を受け、自衛隊中央即応集団の田浦副司令官の下で活動が行われていた。J ヴィレッジにおいては、朝と夜に一回ずつ全体会合が開催され、東電や消防、自衛隊をはじめとする各組織の関係者全員が集まって、各組織の役割分担、情報共有、作業の事前打ち合わせ等が行われた。

### 4. 南相馬市への派遣状況について

J ヴィレッジでの活動後、4/1～8/17までの間、松下副大臣の指示に基づき、南相馬市で原子力災害に対する避難計画を作成することとなった。この背景としては、南相馬市は、20kmの避難指示区域（後の警戒区域）、屋内退避区域（後の緊急時避難準備区域及び計画的避難区域）を持っていたにも関わらず、原災対応のための避難計画を作っていなかったことから、早急に整備する必要があるとの考えからであった。

実際に派遣されると、避難計画の作成のみならず、国（特に被災者支援チーム）への要望窓口としての機能を期待され、市の要望を国に伝える役割を担うことになった。

計画的避難区域については、モニタリング結果を前提にしながら、行政区、住民数、地形（山林、平地）等を考慮しながら区域割案をいくつか作成し、市長の決断をサポートした。なお、この時のモニタリングは、文科省がやることになっていたが、実際には、JAEAと福島県が行っていたように思う。

一時立入りについては、スクリーニングポイントを設置しなければならないということで、どこでスクリーニングを行うかということの調整をした。

南相馬市では、スポット的に放射線量が高い地域もあったため、特定避難勧奨地点の指定がされているが、その際の指定案の調整も担当している。

そのほか、市からは、放射線影響の知識がないので、市民からの問い合わせに答えられないとの声があったため、私が、住民説明会に出て説明したり、市の災対本部に詰め寄る市民に説明するなど対応している。

私のほか、経産省の浜野課長も南相馬市に派遣されているが、浜野課長は、復旧・復興、企業支援、賠償等を担当しており、私とは異なる業務を行っていた。

### 5. その他

私は、福島第一原発の保安検査官事務所長を務めているが、その経験からいうと、3/11以降の第一原発に保安検査官が行ってやれることといえば、現場の状況について情報収集し、国に連絡することである。私が官邸に詰めていた時には、政務レベルから、現場の状況はどうなっているのかということが再三言われており、現場での意思決定というよりも、現場の状況そのものの情報を欲していた。東電の作業員は、現場対応で手一杯であり、彼らに国への報告を別途課すことは困難であり、検査官が現場に入って、情報連絡すれば、官邸での対応に資すると思う。

以 上